

委託者コード	区分
3 4 1 5 9 8	0 0

顧 客 番 号
0 3 4 1 5 9 0 0 0 0 0 0

委託者名等	株式会社 L & F
料金の種類等	オーナーズクラウド 月額利用料

(フリガナ)	
契約者名	
ご住所	〒 TEL — —

アプラス預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収・加)

収 納 企 業 株式会社 アプラス 私は、左記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。(ゆうちょ銀行は除く)

ゆうちょ銀行				ゆうちょ銀行以外の金融機関			
種目コード	種別コード	払込先加入者名	株式会社 アプラス	金融機関コード		支店コード	
166	34	払込先口座番号	00920-6-15030	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合		本店 支店 出張所 御中	
通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入ください)		通帳番号 (右からつめてご記入ください)		預金種別		口座番号 (右からつめてご記入ください)	
1 0 ※				1 普通 (総合口座) 2 当座			
フリガナ				金融機関 お届け印	振替日・払込日		
口座 名義 人				印	アプラスの指定する日 27日 (非営業日の場合は翌営業日)		

※ゆうちょ銀行以外の金融機関又はゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。

預金口座振替規定 (ゆうちょ銀行は除く)

- 貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ、お支払いください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻し請求書の提出、または小切手の振出しはいたしません。
 - 振替日において、請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を超えるとときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。また、指定日以降に再度振替えられても異議はございません。
 - この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま、長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出がない限り、貴行はこの契約が終了したものと、お取扱いいただいても差し支えありません。
 - 振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても異議はございません。
 - 上記顧客番号につき、別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効とお取扱いいただいても差し支えありません。
 - この預金口座振替について、かりに紛議が生じても貴行の責めによる場合を除き、貴行にはご迷惑をおかけいたしません。
- 振替日(払込日) 株式会社 アプラスの指定する日(非営業日の場合は翌営業日)
振替開始日(払込開始日) 株式会社 アプラス及び関係金融機関の事務手続完了次第

不備がありましたら、下記該当箇所に○印をつけ、至急アプラスにご返送ください。

金融機関記入欄	1. 印鑑相違	6. 預金取引なし	検 印	印鑑照合	受 付 印
	2. 印鑑不鮮明	7. 支店名相違			
	3. 預金種目相違	8. その他			
	4. 口座番号相違 ()				
	5. 名義人相違				

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

不備返却先 〒556-8535 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号 マルイト難波ビル17階
株式会社アプラス オペレーションセンター 口座振替係

捨印

(ゆうちょ銀行は除く)

※ 記入例

金融機関用	
20〇〇年 〇月 〇日	
委託者コード	区分
34159800	03415900000000
顧客番号	
委託者名等	株式会社L & F
料金の種類等	オーナーズクラウド 月額利用料
(フリガナ)	カブシキガイシャ オ△フドウサン
契約者名	株式会社○△不動産
ご住所	〒162-×××× 東京都新宿区新小川町○ー△ Tel 03 -1234 -××××

アプラス預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収)(加)

「ゆうちょ銀行」・「ゆうちょ銀行以外の金融機関」 いずれかにご記入ください。

ゆうちょ銀行				ゆうちょ銀行以外の金融機関			
種目コード	種別コード	払込先加入者名	株式会社 アプラス	金融機関コード	0001	支店コード	001
166	34	払込先口座番号	00920-6-15030	みずほ	銀行	新宿	本店
通帳記号		通帳番号		預金種別		口座番号	
10				1当座		1234567	
フリガナ	カブシキガイシャ オ△フドウサン			金融機関		お届出印	
口座名義人	株式会社○△不動産 代表取締役 アプラス太郎			不動産		○△	
				アプラスの指定する日 27日 (非営業日の場合は翌営業日)			

預金口座振替規定(ゆうちょ銀行は除く)

- 貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しの上、お支払いください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻し請求書の提出、またはお切手の提出はいたしません。
- 振替日において、請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。また、指定日以降に再度振替えられても返額はございません。
- この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま、長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出がない限り、貴行はこの契約が終了したものと見て、お取扱いいただいても差し支えありません。
- 振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって振替されても返額はございません。
- 上記請求書につき、別番号の過払利用、または変更があっても本書は有効とお取扱いいただいても差し支えありません。
- この預金口座振替について、かりに紛争が生じても貴行の責めによる場合を除き、貴行にはご迷惑をおかけいたしません。

※金融機関お届出印を押印ください。(「ゆうちょ銀行」の場合は捨印は不要です。)

3. 預金種目相違	8. その他
4. 口座番号相違	()
5. 名義人相違	

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

口座名義人に訂正印は使用できません。
フリガナも必ずご記入ください。

イト難波ビル17階
事務所



(ゆうちょ銀行は除く)